

マイナンバー制度への対応は進んでいますか？

はじめに

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートすることとなり、先行して、今年の10月5日以降、私たちの手元にマイナンバーの通知カードが届きます。

現在、多くの事業者がマイナンバー制度への対応に悪戦苦闘しているかと思えます。

そこで、今回は、マイナンバー制度に対して、中小企業が今の時点でなすべきこと、これから準備すべきことについて、再確認したいと思えます。

従業員への周知徹底

多くの人知っているであろう「マイナンバー」という単語ですが、どのように利用されるのか、十分に理解していない人もまだまだ多いと思えます。

そこで、今の段階で、以下の内容を盛り込んだ書面を従業員に配布したり、掲示板に張り出したりするなどして、マイナンバー制度の周知徹底を図りましょう。

- ・マイナンバーとは、住民票を有する者すべてに付与される番号であり、社会保障、税、災害対策の3つの分野で用いられる重要な番号であること。
- ・平成27年10月5日以降、住民票のある市区町村からマイナンバーの通知カードが郵送されてくること。
- ・住民票上の住所と、実際に住んでいる場所が違う場合、必ず住所変更の手続きをしておくこと。
- ・事業者は、社会保険の手続きや年末調整などの関係で、従業員のマイナンバーを教えてもらう必要があること。

利用目的の通知

マイナンバーは、従業員に対して通知された利用目的の範囲内でしか利用することができません。

そこで、遅くとも今年の9月末までには、社内LANでの通知、書面の配布、掲示板への掲示、就業規則への明記などの方法により、従業員に対して利用目的を通知しましょう。

利用目的は、以下の記載のように、しっかりと明示する必要があります。

- ・給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ・雇用保険届出事務

- ・健康保険・厚生年金保険届出事務
- ・国民年金の第3号被保険者の届出事務
- ・労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

安全管理体制の構築

マイナンバーを集めるにあたっては、安全管理体制が整っていなければなりません。

安全管理体制を構築するまでにはある程度の時間がかかりますので、今から準備を進めておきましょう。

- ① マイナンバーの管理に関する基本方針の書面化
- ② マイナンバーの取扱方法の明確化・書面化
- ③ 組織的安全管理措置（例：責任者と事務取扱担当者を決定する、データの出力状況や書類・記録媒体等の持出しを記録する）
- ④ 人的安全管理措置（例：従業員に対する研修を定期的に行う、従業員に秘密保持義務を課す）
- ⑤ 物理的安全管理措置（例：マイナンバーを取り扱う機の周囲に間仕切りを設置する、キャビネットに施錠する）
- ⑥ 技術的安全管理措置（例：マイナンバーを取り扱うパソコンを特定し、ユーザー制御機能により、使用者を事務取扱担当者に限定する）

こうした安全管理体制については、パッケージで販売している専門業者もいれば、具体的な方策をレクチャーするセミナーや書籍もあります。

費用対効果を考えながら、事業者の規模に応じた体制を構築してください。

おわりに

マイナンバーは、今後、利用範囲が拡張され、金融分野（預貯金口座）や医療等分野などでの利用が予定されています。

それに伴い、マイナンバーを含む個人情報の管理に対する国の監督がますます厳しくなっていきます。

今のうちから、個人情報に対する意識を高めて、対策を講じておくことが重要です。

建設業の強力サポーター
弁護士 坂井雄介

ホームページ：<http://ginza-nire-law.com>（9月変更予定）
メールアドレス：sakai@ginza-nire-law.jp（9月変更予定）